

広島大学学術情報リポジトリ
Hiroshima University Institutional Repository

Title	近世後期熊本藩領社会における村庄屋集団の役割
Author(s)	三澤, 純
Citation	史学研究 , 305 : 150 - 172
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055673
Right	
Relation	



近世後期熊本藩領社会における村庄屋集団の役割

三 澤 純

はじめに

筆者も編者の一人となつて、二〇〇九年三月に刊行した『熊本藩の地域社会と行政―近代社会形成の起点―』（思文閣出版、以下、『地域社会』と略称）を嚆矢とする熊本藩領を対象とした共同研究は、その後の一〇年間の蓄積を経て、後述するような諸批判を受けつつも学界において一定の地位を占めつつあると言えるだろう。私たちの初発の問題関心は、一九八〇年代以降に展開された幕領惣代庄屋制研究に刺激を受け、その諸成果を藩領に適用してみればどうなるか、という点にあった。

この惣代庄屋制研究は、各地の幕領で積み重ねられた諸研究に依拠して、幕領組合村や非領国地域では、一八世紀後半以降に、重層的な行政機構が、下から、構築され、領主支配

が相対化され始めるという重要な指摘を行なうに至った。この研究潮流は、後に「地域運営論」と呼ばれることになるが、私たちがこの潮流に着目したのは、『地域社会』の元になつた共同研究組織が発足した二〇〇三年当時、こうした動向は、身分制社会特有の地域運営原理が色濃く表れる藩領では見受けられない、という議論が支配的であつたからである。

『地域社会』の骨格は、熊本藩の領国支配の中核組織として古くから注目されてきた手永制に、新しい視角から分析の光を照射し、惣庄屋を長とし、手永会所役人や村庄屋を含む地方役人集団の行政能力の高さを確認して、彼らの手による地域運営の自律性を示そうとしていた点にあつた。その結果として、非領国地域で見られる「郡―組合村―村」の運営原理は、熊本藩領の「藩（郡）―手永―村」にも看取できると主張するに至り、この主張は、本共同研究における二冊目の

論集となる『日本近世の領国地域社会』(吉川弘文館、二〇一五年、以下、「領国」と略称)に引き継がれることになった。

このような結論を肯定的に受け止めた谷山正道は、近年の諸研究を総括する中で、次のように述べている。

ここでは、近世後期に大坂周辺地域で見られた、公儀の行政に積極的に関与してこうとする惣代庄屋らの動きに注目したが、領国型の藩領では、こうした「運動」のレベルを超えて、領内からの政策の提言が藩の政策決定に至る一過程として「制度化」されるケースも見られるようになっていった。近年脚光を浴びている熊本藩の事例がそうであり、当藩では宝暦改革によって惣庄屋―手永制が改編され、これに伴って、「惣庄屋によって統括され、百姓出身の会所スタッフによって実務運営される手永が、地域社会階層の利害を調整して共通利益を実現するための公共的事業を立案し、それを藩庁に申請し、それが稟議制を通じて藩の地方政策となって実施される行政制度が確立」するようになっていった。その実態については、「近代社会形成の起点」という副題が付された吉村豊雄氏らによる共同研究によって明らかにされ、これを口火としてさらに研究が進められている。／こうした熊本藩領のケースに止まらず、他の所領の事例についても分析を進め、近世後期の地域社会と民衆運動と行政をめぐる問題について、次代への展開を見すえつつ、さらに議論を深めていく必要がある。

ここで谷山が「制度化」と表現する背景には、熊本藩領における「藩(郡)―手永―村」の運営原理は、下からではなく、宝暦期の藩政改革の際に、上から設定されたという事情がある。とは言え、こうした谷山の高評価を受けて、筆者は逆に、私たちの共同研究が今後、より意識的に追究しなければならぬ論点が見えてきたように思う。それは熊本藩領の場合、宝暦期に「制度化」された地域行政体制がそのまま近代へ移行するのではないという点に象徴的に現れている。

近代までの変遷を、大まかに描くとすれば、次のようになるだろう。第一に、享和期に藩が請免制(定免制の熊本藩での呼称)を採用する際に、中間行政機構としての手永制は裁量権を大幅に拡大させること、第二に、しかし藩側の度重なる契約違反によって、藩政府と手永制との間に生じた矛盾は、天保期に沸点に達し、そこから惣庄屋集団による「運動」が本格的に展開し始めること、第三に、従って天保期以降の地域行政の実態が、最も領主支配に異議申し立てを行う度合いが強いということである。筆者自身は、これらの点をおぼろげながらも自覚した上で、いくつかの論文を書いてきたつもりだが、今後は、私たちの共同研究の全体を貫く背骨として打ち出していく必要性を強く感じる。

同時に、この点を意識的に追究することは、これまで『地域社会』に寄せられてきた批判に対して、より説得的に応えることにもつながるだろう。例えば、松沢裕作は「地域運営論」を批判する「社会的権力論」の立場に触れて、「中間支

配機構の行政システム面に限定することなく、地域社会の多様な関係に注目した場合、『自治的』と見える地域運営のなかにも権力的要素を見出すことができる」と述べ、「まさに行政システムに焦点をおいた本書の分析では、かならずしもこのような主張（『社会的権力論』の主張——引用者注）に対する正面からの批判たりえないのではないか」と断じた。

この批判に対し、筆者はかつて、「地域社会論の歴史的評価の基軸は、地域社会の中で諸階層の利害を調整し、公共的利益を実現するために領主権力と交渉する力量を備えた行政システムにこそ置くべきであり、これを『多様な関係』の中に溶け込ませるべきではない」と述べたが、本稿においても、この主張を堅持する。なぜなら、筆者はこうした行政システムの背景に存在していた民衆運動を大前提として、これを動態的に描きたいと考えており、松沢が求めるように「多様な関係」に配慮することで、そうした視点が後景に退いてしまふことを恐れるからである。

このことは、『地域社会』に対して、①中世・近世移行期から近世前期にかけての地域社会の実態解明、②近世後期における中間層と身分をめぐる問題、③地域の一般住民の動向を明らかにし、地域の社会的・経済的実態を議論に組み込んでいく必要性を、「今後の課題」として投げかけた渡辺尚志の指摘にも通じるものがあるだろう。渡辺は、『地域社会』所収の拙稿中の文章を引いた上で、「地域の一般住民の動向が不明確なのである」と述べる。渡辺は、『領国』の書評でも、

同様の問題を指摘し、手永制下の村請制をはじめとする、手永と村、地方役人と小前層との関係について、「今後の実証的な展開を期待したい」と要望している。

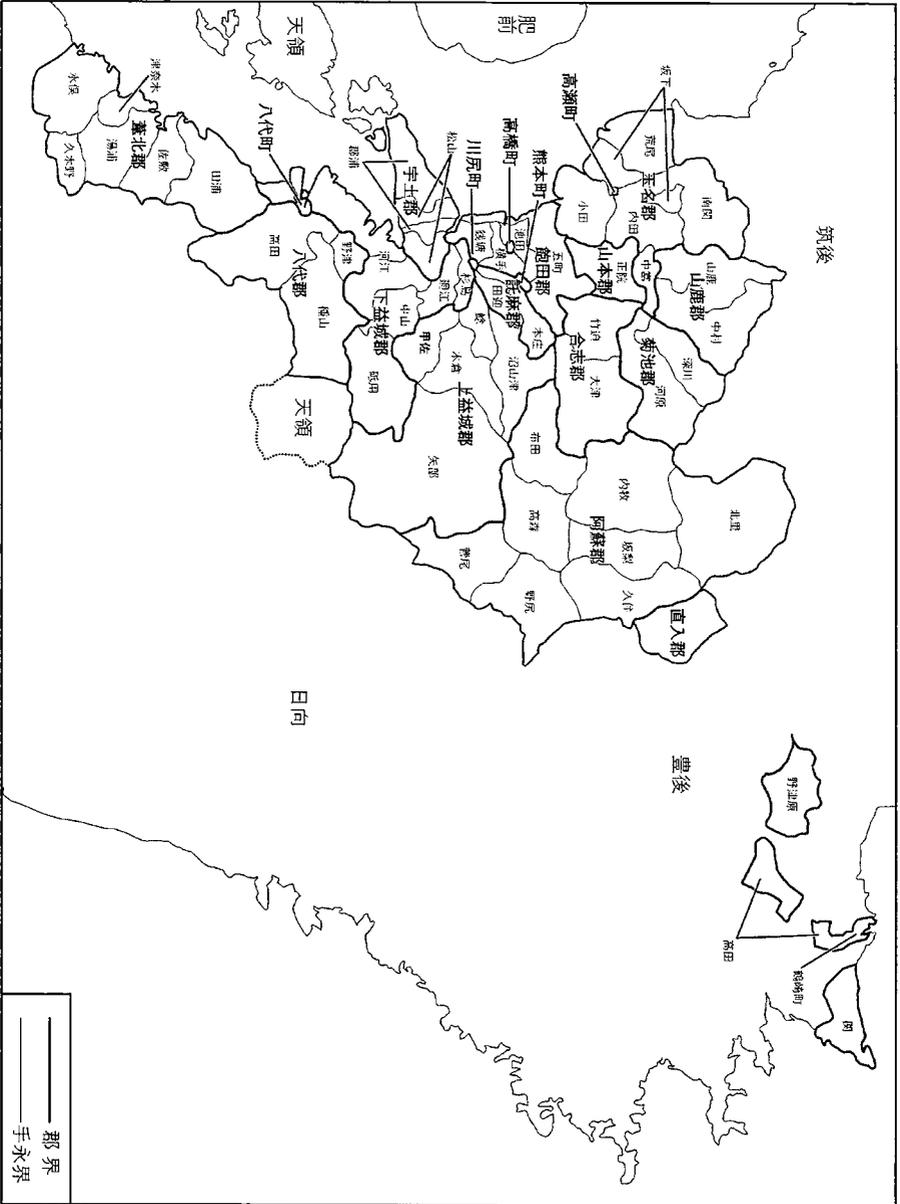
同じ視点からの批判は、長野宏典からも提示されている。

長野は、直接的な名指しを避けながらも、明らかに『地域社会』を含む研究潮流に向けて、次のように述べる。

最近の近世の研究者の目は、その多くがいわゆる「中間層（団体）」に向けられているように思う。そして中間層（団体）の行政能力の高さや、中間層（団体）の立案した政策が藩政や幕政にも反映されていた、ことなどが見いだされてきた。それはそれとして、事実であることに異論はない。しかしそこには、貧しい小村の、一揆にまで追いつめられていく人びとへのまなざしはない。もちろん歴史は、総合的に捉えられなければならないから、「中間層（団体）」と貧困にあえぐ人びとの両方に立脚した村落史を構成しなければならないだろう。ただ筆者は、近世から近代になって、「生活者」の暮らしがどれくらい豊かになったのだろうか、と思うのである。

長野は、熊本藩領の阿蘇郡布田手永長野村で、阿蘇大宮司家家臣として、また長野阿蘇神社の神主として活躍した長野内匠が文化一〇年（一八一三）から明治二〇年（一八八七）まで、実に七四年間にもわたって書き残した日記を詳細に読み解いた研究者であり、同じ熊本藩領を研究対象とする者同士であるだけに、その批判はより痛烈に響く。ただ筆者は、「貧

図1 熊本藩手永図



しい小村」に住む人びとが「一揆」を起こして闘うようになるのは、多くの場合、手永制が解体された後であること（阿蘇郡の場合は明治一〇年（一八七七）を重視したいと考えられている。熊本藩域内で一揆・騒動が非常に少ない要因を、かつての研究は、手永制が領主権力の末端として強力に民衆を統制していたからだと理解していたものを、『地域社会』では、手永制が領主側の要求と民衆側の要求とを調整していた結果だ、と逆転させた説明を試みたのである。

研究史上の論点を、以上のように整理した上で、本稿では、「手永―村」関係にメスを入れるために、手永内全村の庄屋が集団を結成し、惣庄屋に宛てて提出した意見書を素材として検討を進めていきたい。筆者は、これまで主に領内五一手永の惣庄屋たちが「諸手永御惣庄屋共」という団体名を名乗り、藩政府に提出した意見書を素材とした研究を行ってきたが、今回はカメラアングルを一段階落として、村庄屋集団の意見書を分析して、先に紹介した批判に応えることとしたい。その際、村庄屋たちが個人で提出したり、個人名を連署して提出したりした意見書は、本稿では検討対象とはしないことを断っておく。

なお本稿では、手永制そのものの変遷過程や概要について、改めて説明することはしないので、『地域社会』や『領国』を参照していただきたい。但し、行論の都合上、本稿が対象とする近世後期から幕末維新期にかけて、一郡当たりの手永数は三・四手永、一手永当たりの平均村数は約三ヶ村、平

均石高は約一万五千石であることを紹介しておく^①。また図1として、各手永の位置と領域を示した当該期の熊本藩領の地図を掲げておく。『地域社会』にしても、また『領国』にしても、現熊本県域に限定した地図を掲載しているが、実際には豊後国内に飛び地として三手永が存在しており、本稿では、この点について正確さを期した。

一、庄屋寄合と手永議定

筆者は現在、近世後期以降の熊本藩領内で、様々な集団が作成した意見書を収集しているが、領内の全惣庄屋の集団が作成した意見書に較べて、一手永内の全ての村庄屋の集団が作成した意見書は、少なくとも現段階では、圧倒的に数が少ないという印象を持っている。前者が数多く残される要因は、この意見書は惣庄屋の直近の上司集団である「諸御郡御郡代衆中」と、郡代たちが所属する藩政府内部局の執行部としての「御郡方参政衆中」に宛てられるから、永青文庫細川家文書に含まれる郡方の「覚帳」に収録される場合が多いこと、またその内容は惣庄屋たちが開く寄合（「御國中寄合」）で決められるため、意見書草稿や成案が惣庄屋の家文書にも残される場合が多いことにあると考えている。これに対し、後者が少ない要因は、そもそも惣庄屋の多くが領内各地を転勤して回る役職であること、惣庄屋を世襲する家筋がそれほど多くはないこと（後述）から、そもそも史料が残りにくい点に

表1 村庄屋集団意見書の概要

史料記号	年月日	史料題名	差出	宛先	出典	史料の現所蔵先	備考
A	天明5年 (1785) 8月	乍恐奉願覚	河江手永 村々庄屋共	藤井常右衛門 井沢慶助 林藤右衛門	『肥後藩の農民生活』 P132	熊本県博物館ネット ワーク所蔵「本 間家文書」。原史 料照合済。	宛先の藤井は廻江 手永惣庄屋、井沢 と林は下益城郡代。
B	文政6年 (1823) 5月	覚	庄屋中	河野太郎助	『同上』P206～P209	熊本県立大学図書 館所蔵。原史料照 合済。	差出は南関手永の 村庄屋集団。宛先 の河野は、南関手 永惣庄屋。
C	嘉永3年 (1850) 10月	覚	村々庄屋共	布田保之助	『村規約の研究』 P28～P29	個人蔵「井手家文 書」。熊本県立図 書館の複製本で原 史料照合済。	差出は矢部手永の 村庄屋集団。宛先 の布田は同手永惣 庄屋。
D	慶応3年 (1867) 2月	慶応三年卯二 月五日村庄屋 中御用談頭書	村々庄屋共	布田（保之助）	『同上』P53～P54	熊本県立図書館所 蔵「藤岡家文書」。 原史料照合済。	同上。

求められよう。今後、新たな惣庄屋文書や村庄屋文書の調査が進み、村庄屋集団の意見書や、その下の村役人集団が村庄屋に宛てた意見書が見つかれることを期待したい。

そしてもう一つの要因は、これまでの熊本の地域史研究において、このような意見書の存在が特段の注目を集めてこなかったことにあるだろう。試みに、熊本藩領における農村研究の基本文献となっている『肥後藩の農民生活』¹⁵⁾と『村規約の研究』¹⁶⁾

とに収録された史料を見てみると、村庄屋集団が惣庄屋に提出した意見書が、前者に二点、後者に二点収録されており、逆に「諸手永惣庄屋共」名義の意見書はどちらにも収録されていないことが分かる。前者は、熊本女子大学（現熊本県立大学）郷土文化研究所が一九五二年から一九五九年にかけて計一冊刊行した「熊本県史料集成」の中の一冊で、地方史研究の「再生」を、戦後歴史学の息吹として受け止めた熊本の歴史家たちの労作である。まだ永青文庫史料が公開される前に編纂されているので、「諸手永惣庄屋共」名義の意見書の存在や、村庄屋集団の意見書の意味が理解されておらず、それらを意識的に収集しようという意図は感じられない。

また後者は、近世期熊本の農村史研究の先駆者である松本寿三郎が、長年収集してきた村規約や村寄合の史料を集大成したものである。あくまでも調査対象が規約や寄合の史料であるために、村庄屋集団の意見書も、これらと直接的にリンクしたもののみを収録としたという印象を受ける。とは言え、両書とも、熊本県内の地方文書が博搜されており、今日でもその学術的価値が決して失われていないことを付言しておくたい。

さて、計四点の史料の概要をまとめたものが、表1である。史料Aは、天明五年（一七八五）五月に、下益城郡の「河江手永村々庄屋共」が、同郡の北隣にある廻江手永惣庄屋の藤井常右衛門と、下益城郡代の井沢慶助・林藤右衛門とに宛てて提出したものである。この意見書提出の発端は、この時点

で河江手永惣庄屋であった内田理三次に対して、藩政府から「御中小姓」に取り立て、切米二〇石・五人扶持で、「御郡御吟味役」に任命するという命令が下されたことであった。実際に、この命令が出されたのは、同年七月だから、村庄屋集団はその二ヶ月前の、いわゆる内示段階からいち早く行動したことになる。

この意見書の中で、村庄屋集団は「河江手永之儀、被為知召上候通、前々今亡所同前之零落、明高（耕作者のいない田畑―三澤注）多、大難洪所二而御座候処、右理三次殿被仰付候後、不怪御精勤二付、段々と競付、年増御百姓ニ成立、難有仕合ニ奉存候」と述べ、内田の「帰役」を要求する。その理由として、彼らは「御救立しらべ方諸御用共、万端御自身被掛御手二付、乍恐只今御役替被仰付候而者、右御仕立未私共吞込不申、惣百姓共も極々当惑仕候」という点を挙げる。内田が河江手永惣庄屋に就任したのは安永八年（一七七九）七月のことだから、この時点で六年近くが経過していた。結果的に、内田への命令は撤回され、彼は寛政五年（一七九三）一月まで河江手永惣庄屋を務め続けることになった。この間の状況を、内田自身は「同月（天明五年七月―三澤注）、依河江・野津・松山三手永之歎、右御役御辞退申上候処、猶又以前之御役茂兼帯被為仰付置候」と述べているから、「帰役」願は、彼がそれまで惣庄屋を務めてきた近隣の三手永からも提出されていたことになる。史料Aを読むと、表面上は内田の功績を讃えて、その留任を願っているこの意見書の裏には、

内田の専権で始められたらしい事業の成果が出る前に、彼が正式な藩士として藩政府に引き抜かれることを阻もうとする意図があったように思われる。いずれにしても、手永内の村庄屋集団や、近隣の惣庄屋たちの訴願運動が、藩の人事案件を撤回させた事例として位置づけておく。

史料Bは、文政六年（一八二三）五月に、玉名郡南関手永の「庄屋中」が、同手永惣庄屋の河野太郎助に宛てて提出したものである。これは、松本が指摘しているように、年始歳暮・五節句・婚礼等、計一九項目の儉約に関して、村庄屋たちが「自発的な申合わせ」をしたもので、現在の研究状況では「手永議定」と称すべきものである。その内容は、藩の儉約命令よりもはるかに細部にわたっていて、領主支配を補完する役割を果たしている点で、これまで、私たちが重視してきた動きとは、方向性を異にしている。しかしこの意見書の差出名に添えて、「庄屋中」の印鑑が押されていることは、熊本藩領の地方役人たちの集団性の度合いを示す貴重な事例だと思ふ。

史料Cは、嘉永三年（一八五〇）一〇月に、上益城郡失部手永の「村々庄屋共」が、同手永惣庄屋の布田保之助に宛てて提出した意見書である。これも、この年秋の凶作に際して、庄屋たちが「夜なへ増稼之事」「餅搗之事」「正月出入之事」等、計一二項目に関して、小前百姓たちの管理統制の基準を申し合わせた「手永議定」である。但し、その最後に掲げられた、次の項目は注目に値する。

一、近来御餌差出在多候間、持夫当り候村々出夫錢難渋仕候間、夫方差出候村々出夫錢撫合申度申談候間、乍難題御割賦被仰付被下候様奉願候

但通夫忝人ニ付式拾目宛ニ申談候間、夫方差出候村々

分員數御達可申上候間、可然被仰付被下候²⁶⁾

熊本藩領内では、享和三年（一八〇三）に請免制が採用されると同時に、年貢とは別に「上米」三万石の上納が義務付けられたが、その代替措置として藩政府は在中に対して、「役人出在」の一切停止を約束した。しかしこの約束は履行されないことが多く、天保飢饉後の天保六年（一八三五）に、この約束を徹底して履行することを求めた「諸手永御惣庄屋共」を差出名とする意見書が提出されている²⁷⁾。その際、惣庄屋集団側が特に問題視したのが「御餌差」の過度な出在と、在地における彼らの横暴な振る舞いであった²⁸⁾。嘉永年間の矢部手永でも、「御餌差」への対応策は大きな問題であったらしく、ここでは「御餌差」たちが求める夫役を提供した村が、その村だけでその出夫銭を負担するのではなく、提供しなかった村も含めて、手永内の村々で共同出費にしようと提言しているのである。最終的な出夫銭割付は惣庄屋に依託されているが、儉約策の徹底を話し合った庄屋寄合の場合から、こうした具体的な政策が提起されていることに注目したい。

史料Dは、慶応三年（一八六七）二月五日に開かれた矢部手永の庄屋寄合の結果を、惣庄屋に報告したものである。この寄合で、村庄屋たちは、①「定例石手御普請之儀」、②「諸

奉公人給銭之儀」、③「御家中増奉公人出柄之儀」、④「頭百姓役宅兼帯之儀」について話し合っている²⁹⁾。特に①では、「昨今大非常之物価高値ニ而石工賃も式拾五匁ニ相成」という現状を語り、石工の賃銭が予算額を上回った場合は、手永会所が管理する「会所官銭」から補填してもらおうと述べている。しかしその一方で、「官銭拂底之折柄無際限茂御償如何ニ茂被行兼候間、其年之不足分ハ手永割合敷、又者御普請いたし候村々々割出候敷、如何様卒仕法申談可被相達候」と、一方的に会所官銭に依存する体質から脱却する必要性を訴えてもいる。また④においては、現行規定に基づく給料（引高）では、頭百姓就任を断る者が多くなっており、「於私共当惑仕居申候」と述べ、この問題についても、何らかの「仕法」をつけることを求めている。このように村庄屋集団が惣庄屋に、新たな政策決定を要求する場合、「申談」「参談」という言葉が多用されるが、これは、惣庄屋に対して、自分たち村庄屋集団との話し合いを求めていると理解すべきであろう。

二、郡浦手永における甘蔗栽培問題

地方文書について見てきた前章の検討結果を踏まえて、青文庫細川家文書内の、郡方の基幹帳簿「覚帳」に収録された、村庄屋集団の意見書に眼を転じてみよう。「覚帳」に収録されているということは、取り扱われている問題が、惣庄

屋レベルでも、また郡代レベルでも解決できずに、最終的に藩政府の郡方に持ち込まれたということ物語っている。

次の意見書は、文久三年（一八六三）一月に、宇土郡の「郡浦手永村々庄屋共」が、同手永惣庄屋の郡浦彦左衛門に宛てたものである。

奉願覚

甘蔗作之儀、木場畑等之悪地迄ニ植付来候処、次第二作畝相増、粮物及不足候程之ケ所も有之候処、眼前之利ニ迷、余計ニ植付、臨時物入筋（筋カ）ニも操込、積難渋ニ陥リ、畢竟錢辻（筋カ）最易融通いたし候処今、却而小前々々散財多、所柄之風儀ニ茂差障候様子ニ被聞召上、当年已後穀類登、荒候木場畑之悪地迄ニ作り附候様、作畝之次第者追而御役人衆出在、序ニ御見聞も被仰付段、精々御達之趣奉得其意候、惣躰右作之儀、御本方地面ニ者決而作り付不申様、兼而被仰付置候儀ニ御座候得共、御見聞被成下候通、私共抱村々之儀、外手永と違、山畑勝之所柄、麦・粟等之穀類植付候地面少ク、過半坂平畑勝ニ候得者、年々累壁茂穿候程之手入を以、漸芋・唐芋等植付、所務仕来候儀ニ付、宝暦度地引合を以御改被仰付、地面之儀も手入届兼、自然荒果、端々ニ至候而者柴・茅立込、御年貢諸出来銀等全再上納仕候程ニ而、如何躰ニも御百姓之土台を極メ、出精仕候儀任心底不申、家居等者堀建作勝ニ而、戸表至極之難渋仕、貢納を初、年々御難題筋不大形、御救立等も被仰付候程ニ御座候、然処甘蔗作之儀、安永之

比ニ而茂為有御座候哉、廻江手永阿高村の御差紙を以種蔗被渡下、御倡ニ付為植付様子候得共、放白之所務不仕、終ニ被行不申、畢竟精切ニ至兼候儀と相見、中絶程ニ御座候処、近十年ニ到、甘ミニ取附、荒果居候地面者不及申、隅々端々迄少シ之床地も手を尽、御山開等も奉願、植付来候儀ニ付、自然と腰前宜敷相成、一躰村立引直、御年貢・諸出来銀、以前と者訊違速ニ相成申候、民喰之儀、甘蔗ニ而作畝減候丈ケハ所務少ク、道利ニ候得共、銘々土台ニ得力候処今、外畑之手入充分ニ付、是以已前ニ比候訳合ニ無之、十倍之取増ニ御座候、肥仕込料も村所ニ而取替具候而も間々出来仕候ニ付、御難題筋等之訳、頼も少相成、家居等已前と者雲泥之違ニ相成、先ハ勸農最上とも可謂歟、右之通農勢相開候儀、畢竟所柄悪地相応之作毛故と相見、次第二作畝相増候儀ニ御座候御達之趣ニ付而者、屹相改可申処、芋・唐芋云滯之所務筋違、前段之通銘々氣先引立、精農を以有富ニ成立候者も有之候を、此砌一変仕候儀者、差寄日々之過託出来兼、不日ニ已前ニ立戻可申、左候得者時勢ニ被覆候無帯ニ付、日々之用度整兼、詰り貢筋・諸出来銀等目当ニ仕居候品柄ニ付、御難題筋と罷成、困窮難凌、終ニ所柄立除候族も出来仕外有之間敷、当惑千萬歎出申候、依之近比恐多難奉願儀ニ奉存候へ共、田方者不及申上、専要者民喰ニ付、麦・粟実り候地面者、私共已下村役人立会を以、精々相改為引除、到而悪地之分者本地・新地・野開・木場畑等

之無差別、却而畑地者土地被為以形勢之訊、当所二限御憐憫を以、甘蔗作植付御免被仰付被下候様奉願候、尤薪之儀、次第二払底二付、荒焚入用分者一切廢止仕、天草刃分積參候石炭を以成丈相済候様、屹下取縮相示可申候間、乍恐御見切、出格之御參談を以、幾重にも宜敷様被成御達可被下候、此段役名覚書を以奉願候、以上

文久三年二月

郡浦彦左衛門殿^{③)}

郡浦手永村々庄屋共

傍線部 (a) では、かつては「木場畑」(山間の僅かな平地に開かれた畑)等の「悪地」のみで開始された甘蔗栽培が、「次第二作畝相増」、中には「糧物及不足候程之ヶ所も有之」という現状が説明される。村庄屋集団は、その要因を「眼前之利二迷、余計ニ植付」けたためだと指摘し、特に栽培拡大に必要な資金が容易に融通される環境があったこともあって、「却而小前々々散財多、所柄之風儀ニ茂差障候様子ニ」陥っていることを深刻に受け止めている。その上で、これから甘蔗栽培は「悪地」に限定し、出在役人の監査を受け入れられるようにという藩からの達の内容を十分に理解した、と述べている。この達は、藩政府から発せられ、宇土郡代・郡浦手永惣庄屋を通じて通達されたものである。

引き続き部分では、甘蔗栽培が広まる以前の手永内の状況を振り返り、「山畑勝之所柄」だという郡浦手永特有の事情を指摘し、そのため、かつて小前層はまっとうな年貢納入も

できないような困窮した生活を送っていた過去が回想される。そうした中、安永年間に甘蔗栽培が開始されたが、その当時はうまく行かずに「中絶」してしまったと述べる。

傍線部 (b) では、そうした状況が、「近十年」の間に大きく変化し、手永内の村々において甘蔗栽培が大きく拡大するようになり、その結果、年貢・諸上納も滞ることはなくなり、手永や藩を頼ることも少なくなり(「御難題筋等之訊、頼も少相成」、小前層の生活状態も大きく改善された(「家居等已前と者雲泥之違ニ相成」)ことが述べられる。ここでは、そのような変化の背景には、「甘ミニ取附」かれた状態があると述べられているが、この記述は熊本藩領内で、嘉永年間以降、甘味の需要が増していったことを示しており、近世民衆の生活文化史的意味でも大変興味深い。ともかく村庄屋集団は、甘蔗栽培の成功による村々の立て直しを「先ハ勸農最上とも可謂歟」とか、「右之通農勢相開候儀」とか、最大限に自負していることを確認しておきたい。

傍線部 (c) は、先の藩からの通達を厳守するに当たって、このように盛んな村況が、かつての貧困状態へ逆戻りしてしまふことを防ぐために、村庄屋集団が要求した代替案である。その骨子は、①田方はもちろん、麦・粟が植え付けられている畑方については、甘蔗栽培が行われないように、村役人たちが責任を持つ、②その上で、検地帳に登録されている「本地・新地」であっても、現状において「到而悪地之分」に関しては甘蔗栽培を許可して欲しい、というものである。最後

に、傍線部(d)で、甘蔗の茎から液汁を絞り、これを煮詰めて蔗糖を製造する際に必要な薪を調達するために、手永内の山林伐採が過度に進行してしまつた事態に対して、今後は「天草辺々積參候石炭」を利用するので心配はない、とアピールすることも忘れていない。

この訴願を受け取つた惣庄屋の郡浦彦左衛門は、下益城郡代である入江次郎太郎に宛てて、村庄屋集団の要求を支持する旨の訴願を提出し、入江もこれを承認して、この訴願を御那方御奉行衆中に取り次いでいる。その文面から、藩からの通達は「旧冬」、すなわち文久二年(一八六二)の冬に出されたものであつたことが判明する。村庄屋集団の行動は、すばやいものだったのである。

ところで、郡浦彦左衛門は、その訴願の中で、次のように述べている。

(前略) 御達之趣ニ付而ハ、屹ト相心得、違背不仕様取
締可申儀勿論之儀ニ御座候得共、漸々村立引直候程之作
柄、場狭相成候而ハ失競可申、何之道ニ仕候而も根強相
成、有富無之候而者御難題筋絶不申、且又勸農筋眼前之
利潤を差置、倡立候而も所欲人心之ニ無御座而者、終ニ
被行申間敷、折角潤利之甘ミニ泥ミ、勸農筋充分之氣先
と相見居候事ニ御座候間、何卒御出格之被為以御參談、
別紙書面之通、甘蔗作御免被仰付被下候様奉願候(後
略)

ここで惣庄屋が、藩政府に対して、「勸農筋」、すなわち民

政の根本を説いていることに、改めて注目しておきたい。この案件は、その後、「御横目」の肩書きを持つ河原辰次郎が実地検分に入り、その報告書が同年八月に提出されている。

河原は、那方の要請に応じて情報収集を行う郡目附横目であつたと思われる。この報告書の中で、河原は、郡浦手永の甘蔗栽培は「本地田畑共ニ夥敷植付」ている状態であり、この上、要求通りに「本畑悪地江植付被差免候ハ、迎茂際限有之間敷」と考えられると指摘している。そして、最終的に「矢張被究置候通、諸開等之畝方迄ニ植付、高地江者一切難被為叶段、屹ト御達ニ相成」ことを求めた。

その後、村庄屋集団・惣庄屋・藩政府の三者間でどのような交渉が行われたのか、「覚帳」からは判然としないが、この一件は、最終的に同年八月に「郡浦手永村々庄屋共」が提出した「御請申上覚」で締めくくられているから、ここに書かれた内容で落着いたと思われる。なおこの請書は、第一の宛先として郡浦彦左衛門が挙げられ、郡浦の捺印を経て、第二の宛先である河原辰次郎に取り次がれている。その結論部分は、次のようである。

(前略) 御別段土地相応之訳を以、麦・粟作登り兼候悪
地者、高地たり共右作御免被仰付被下候様奉願候、左候
ハ、年々作畝之儀者坪付帳を以御達可申上候間、御出在
序御見分茂可被仰付候、願之通被仰付被下候ハ、肥代・
諸出銀等及難澁不申、御仁恵之程難有奉存候、勿論荒焚
入用薪之儀者石炭を以成丈ケ相済候様屹ト相示可申候

(後略)³³⁾

ここで言う「右作」が甘蔗作を指すことは、前後の関係からして明確だから、結局、河原の進言は却下され、村庄屋集団の要求が認められたことになる。当初の要求から変更されたところは、①村側が毎年「坪付帳」を提出する点、②郡代らの「御出在」のついでに「御見分」が命じられても、これに応じることを約束した点である。

この一件において、藩政府側は、郡目附付横目に実地検分を命じ、その結果として「村庄屋集団側の要求を拒否すべきである」という報告書を受け取りながら、最終的には村側の要求をほぼ全て認めることになった。この場面での惣庄屋の存在は、それほど目立ったものではない。それは惣庄屋が、文久二年冬に藩政府からの通達を村側に取り次いだ段階から、村庄屋たちと話し合いを始め、最初の意見書も事実上、村庄屋集団と惣庄屋との合作であったからだろう。であるとすれば、対立の焦点は、手永側と郡代・横目側との間にあったことになるが、この一件には詮議の要約部分が残されていないため、これ以上立ち入った検討は不可能である。但し、河原の進言には、「これまでに植え付けた甘蔗は、今後三年間はそのままとするが、四年目には全て伐採して廃棄すべきだ」という内容が含まれていたから、これをも阻止した村庄屋たちの訴願闘争は、大きな成果を獲得して決着したことを確認しておきたい。

本件の最大の特徴は、藩政府が付した条件を厳守しつつ、

甘蔗栽培を継続させていくことを請け負った主体が手永惣庄屋ではなく、「郡浦手永村々庄屋共」と名乗る村庄屋集団であったことである。これは、従来まで手永や惣庄屋を中心とした地域社会像を描いてきた私たちの共同研究においては特筆すべきことである。

三、大津手永における水利問題

「覚帳」から紹介する二つ目の意見書は、慶応三年(一八六七)八月に、合志郡の「大津手永白川懸村々庄屋共」が、同手永惣庄屋である高木二十郎に宛てて提出したものである。この差出主体は、これまでと異なり、大津手永のうち、白川に沿った村々の庄屋たちが結成した集団である点、すなわち同じ手永内であっても山間部の村々を含んでいない点に注意を要する。なお白川は、阿蘇山根子岳に源を発し、阿蘇カルデラの南側に位置する南郷谷を西流して、立野でカルデラ北側の阿蘇谷を流れてきた黒川と合流する。その後、大津手永を貫通し、熊本平野に流れ込み、熊本城下町の境界として機能する藩領内でも最も重要視された河川の一つである。³⁴⁾

奉願覚

^{a)} 大津手永私共村々、御郡方新出一年上畝物年々床替分定

床極之儀二付而者、追々年限延奉願、去ル安政四巳年今去寅年迄十ヶ年之間、以前通被仰付置、年々坪付帳調達仕候上、御手附御横目役衆御立会、坪々御引合被仰付来

候通二御座候処、定床二居候分者、其手数奉願候様御演達之趣奉得其意候、然処右一年上畝物之儀、先年以来再地推之砌迄二、井手上村々二而地低養水便利之坪々者精々御糺方之上、定床二被仰付置候通二而、其余者水裾村々勝二而間飛二床を替候得者、此上定床二引居候坪逆者無御座、譬井手上村々等二而定床二相成候見込之畝方有之候而茂、此上定床相増候ハ、御本田同様相心得、勝手俣二養水懸込候ハ、水裾之村々弥以御本田之障二相成、後年共養水難渋者不及申上、零落之基二而、村同士・他村同士二仕候而茂人氣動揺可仕候処二而、宝曆以前今因循仕居、惣躰白川懸村々土性之儀輕黒口土二而、為地肥二三年又者隔年二床ヲ替不申候而者地味相衰、第一御所務二差障、上下之為合二茂相成不申、將又元来畑地之儀二付、田作仕候節者、養水井手等茂余人受持田畑之畔を井手丈ヶ程地主申談、床御年貢弁を以水懸来、一毛畝物作仕候儀二而、惣躰右床替分之者每御本田根付二臨候得者、水口を塗塞キ、一滴茂養水仕せ不申候二付、其後者天水二而可也二生育仕、先者不足之作方二而、聊之取実二目懸、畝物作迄致し可申様茂無之、畢竟前年跡作操之都合二寄、諸作作り分ヶ不申候而者、第一定規御蔵拂等之品を初難相立、右之通二而内輪床替等之情態委細被知召上候通二而、極以前今床替作毎年御見分被仰付来候通二御座候間、猶当卯年今来ル子年迄、十ヶ年之間是迄之通被為差置被下候様重疊敷被仰付可被下候、為其乍

恐私共役名之書付を以申上候、以上

慶応三年八月

大津手永白川懸村々庄屋共

高木二十郎殿^②

この意見書で問題とされているのは「上畝物」^{うぢうもの}で、これは本方・新地方のうち、水利が整っている地域の畑を田に作り替えたものである。この「上畝物」の中でも、まだ生産力が安定しない田は「一年上畝物」と呼ばれ、請免制の下であっても、例外的に毎年、その出来高を調べて年貢高が決められていた。^③ 傍線部(a)では、藩政府側が、この「一年上畝物」を「定床極」にして、請免制下に繰り入れるように要求してきたことに対して、大津手永側は「追々年限延」を行い、慶応二年まで猶予を与えられてきたこと、その猶予年限が切れ、藩から「定床二居候分」を報告し、早くそのための手続きに取りかかるように求められていることが分かる。これに続く部分では、同じ白川沿いの村々でも、「井手上村々二而地低養水便利之坪々」に関しては「定床極」に応じる余地はあるが、「水裾村々」に関しては「定床」とするような土地は全く存在しないと主張する。

この手永では、文政六年（一八二三）年六月にも、「大津手永川筋村々庄屋共」という団体名で、同手永惣庄屋の石淵七郎右衛門と同手永唐物技荷改方横目の松岡丹七とに宛てた意見書が提出されていたが、この意見書でも、白川下流の飽田・託麻両郡の惣庄屋たちから、六月二三日暮六つから二昼

夜の通水を求められたことに対して、異議申し立てを行っていた。すなわち、『川筋村々』の田植えが全て終了し、用水が十分に行き渡るまで、下流への通水を待つて欲しい」「そうでなければ小前層の『人氣』を抑えることができず、『只々当惑之次第』だ」というのである。水利問題は、大津手永が長年抱え続ける難問であったのである。

さて、傍線部(b)では、このような状況下で、「井手上村々」において「定床極」が進行してしまえば、「井手上村々」の百姓たちは、新しく「定床」となった田を「御本田同様」と理解し、今まで以上に井手の用水を流し込むに違いなく、そうなるてしまえば「水裾村々」では本田の耕作に支障が出るばかりではなく、「零落之基二」³⁸なって、「村同士・他村同士」で「人氣動揺」の状態に立ち至ると危惧されている。結局、庄屋たちは「井手上村々」の「定床極」にも反対していることが分かる。

傍線部(c)では、その上、この地域の土壌の性質からして、「二、三年ないしは隔年で「床ヲ替」えなければ「地味相衰」えるような悲惨な状況が語られる。そのため、この地域では、傍線部(d)に述べられているように、毎年、本田の田植えが済めば水口を塗り塞ぎ、「一年上畝物」の田には一滴の水も流れ出ないようにして、本田に課された年貢納入を行う努力がなされていた。当然、「一年上畝物」は天水頼みとなり、不作が恒常化することになる。そこで、少しでも収穫を増やそうと、「地味」の衰えを十分に考慮して、「前年跡作操之都

合二寄、諸作作り分ケ」、やつとの思いで「定規御藏拂等之品」を納入してきたという。傍線部(d)では、だからこそ慶応三年から、さらに十年間、「一年上畝物」³⁹にしておいて欲しいという、猶予期間の延長の要求がなされている。

この意見書を受け取った高木は、同年同月に、「奉願覚」と題した意見書を、合志郡代衆中と御郡方御奉行衆中とに宛てて提出している。これによって、先述した「諸作作り分ケ」の実態が明らかとなる。すなわち、この地域は「前年田作之跡者大小豆・粟・稗・苺・胡麻等之諸作、人別相応々々」に耕作しており、そうしなければ年貢納入義務が果たせない地域なのである。高木は、その様相を「隔年又者二三年越床替仕候二付、田と畑と之作打変珍敷処」⁴⁰と表現し、そうした特殊な地域であるからこそ、惣庄屋として村庄屋集団の要求を全面的に支持している。その結果、那方の詮議が行われ、最終的には八月一日に、「大津手永白川懸村々庄屋共」の要求通り、向こう一〇年間の猶予期間が認められたのであった。

ところで、惣庄屋の高木二十郎は、菊池郡深川手永の会所手代を勤めていた万延元年(一八六〇)一二月に、大津手永惣庄屋当分に抜擢された経歴を持っている(惣庄屋本役就任は、慶応元年(一八六五)六月)⁴¹。つまり大津手永は、彼にとつて惣庄屋としての初任地であったのであり、とすれば、藩政府の希望に沿って「一年上畝物」の「定床極」を推進し、年貢納入額の増加を図った方が、その後の彼の地方役人人生にとってプラスになったことは想像に難くない。まして、惣庄

屋は転勤が避けられず、いつまでも大津手永に在る訳ではないのであるから、彼個人にとつて大津手永の、しかもその一部分に過ぎない白川沿いの村々の言い分に耳を傾けるメリツトはそれほど大きくはなかつたはずである。しかし、彼はそうはせず、村庄屋集団の要求実現の後押しをする道を選んだ。この一件においても、前章で取り上げた甘蔗栽培をめぐる一件と同様に、村庄屋集団と惣庄屋とはタッグを組んで、藩の政策を覆すことに成功している。これらは、「藩(郡)——手永——村」という重層的構造を持つ熊本藩領の惣庄屋が、どちらの側に立っていたのかを探る、重要な事例だと考える。

四、村から見た惣庄屋と手永会所

熊本藩領の中間行政機構である手永が、「自治的」「自律的」に地域行政を展開しているという私たちの主張に対する批判は、「地域運営論」としてまとめられる研究潮流に対する批判と重複している部分が多い。例えば野尻泰弘は、「地域運営論」の中心的論者の一人である平川新の議論に対して、「だが、以下の問題が残されている。地域の利害を代弁して領主に献策を行う地域リーダーの経営形態や、地域内部での社会関係、彼らの意識が地域内外の各層のそれとどこで共通・対立しているのかが不明確な点。地域リーダーが地域と矛盾なく描かれたり、領主が献策を漫然と受け入れるかのようないメージが付きまとう点」と批判する。非領国地域でもそう

なのだから、藩領地域ではなおさらだろう」という理解の下で、批判のトーンが増幅されるというのが、私たちの主張に対する大方の受け止め方だろう。筆者も、惣庄屋を頂点とする熊本藩の地方役人集団を、平川が提唱した「地域リーダー」概念の中に位置づけたことがあるが、こうした批判に接するとは、私たちの説明不足を痛感せざるを得ない。この点に関しては、最近、今村直樹が精力的な研究を行っているが、本稿において、筆者もその責任の一端を果たしたいと思う。

まず、先述したように惣庄屋には転勤制が適応されていたから、野尻が言う「地域の利害を代弁」する側面や、彼らの発言・行動が、彼らの経営実態に規定されるという側面は非常に弱い。もちろん、代々、惣庄屋を務めながら地主経営も行う家筋もあるが、それは地主経営に専念できる親族の存在が磐石であるからであり、惣庄屋本人が、惣庄屋の職務と地主経営とを両立させている訳では決してない。むしろ大多数の惣庄屋は、居村から離れて、勤務地を転々としているから、居村にある所持地の耕作でさえ、他人に依託せざるを得なかつたのである。次の史料は、このことを雄弁に物語っている。

奉願覚

辺田見村私儀、先年請持地方引当を以官錢拝借仕、年々地方徳米を以御錢無滞利納仕居申候、然処嘉永元申年佐敷手永御惣庄屋被仰付候間、同所江引越候砌者官錢引当ニ差出置申候地方徳米目当を以、居村平八江年々官錢利納致呉候様地方一切願置申候処、当年迄利錢相納居不申

段被仰付奉得其意候、右申上候通佐敷手永引越後、居村平八江地方一切願置候事二付、地方徳米之儀同人今不残請取居申候二付、嘉永元申年今当年迄之官錢徳米者平八より相納候様被仰付可被下候、且又右地方来春今元之通私江引渡候様平八江被仰付可被下候、左候得者来暮以後者右地方徳米を以、私今年々利錢無滞相納可申候間、宜敷被仰付可被下候、此段覚書を以申上候、以上、

明治元年十二月

同村庄屋

緒方善八 殿

印

山内 権之助 殿

印

辺田見村 恒八 印

本史料の差出人の恒八は、永青文庫細川家文書中の「町在」によれば、天保一一（一八四〇）年一月段階で上益城郡木倉手永で唐物抜荷改方横目跡役を務めていた緒方恒八であることが分かる。恒八は、本史料で自ら語っているように、嘉永元年（一八四八）八月に芦北郡佐敷手永惣庄屋当分に任命され、嘉永四年二月に河江手永惣庄屋に転勤しているが、その後の履歴は不明である。同じく「町在」によって、彼が佐敷手永在勤中は「佐敷恒八」、河江手永在勤中は「河江恒八」と名乗っていることが分かるが、本史料では「恒八」と書き記していることから、嘉永五年五月に河江手永惣庄屋を免じられて以降、どこかの時点で、「緒方」という苗字を名乗る権限をも喪失していたらしい。

そもそも熊本藩領の五一人の惣庄屋は、①世襲が許され、かつ転勤制の適用を受けない家柄（上等）、②原則として世襲が許されるが転勤制の適用を受ける家柄（中等）、③在御家人等から新規登用され、世襲は許されず、転勤制下にある家柄（下等）という三つの家柄に区分され、知行高も①は一五〇石ないし五〇石、②は三〇石、③は二〇石と決められていた。恒八が③の下等に属する惣庄屋であったことは、その経歴からして明らかである。

本史料によれば、所持地を「引当」として木倉手永の会所官錢を借用した彼は、小作米収入で返済を続けていたが、佐敷手永惣庄屋となり、居村である木倉手永辺田見村から、遠く離れた佐敷手永に引越すに当たり、同村の平八に「官錢利納」と「地方一切」の管理とを依託した。しかし、明治になつてから辺田見村に戻ってみると、利錢が全く支払われていないことが判明した。この事態に恒八は、辺田見村庄屋の緒方善八を介して、木倉手永惣庄屋の山内権之助に対して、「官錢利納」は平八に申し付けて欲しいこと、また来春から所持地を元通り、自分に返却してもらえないように、平八に命じて欲しいことを歎願している。

表2は、谷川季実佳の研究成果をもとに、藩領全体の五一人の惣庄屋の家柄区分の割合を、三つの時点で数値化したものである。これによれば、安政期から明治初年にかけて、中等が減少し、その分、下等が増えていく傾向を明確に読み取ることができている。すなわち、惣庄屋の代替わりや罷免に際し

表2 惣庄屋の区分

	上等	中等	下等
安政元年 1854	4軒 8%	16軒 32%	30軒 60%
慶応元年 1865	4軒 8%	14軒 28%	32軒 64%
明治3年 1870	4軒 8%	11軒 21.6%	36軒 70.6%

○註47記載の谷川論文より作成。

○安政元年・慶応元年の軒数合計が51にならないのは、2手永の惣庄屋を兼帯している者がいるため。

惣庄屋の新規登用策と藩政府の財政政策との関連性を指摘している^④。つまり、恒八のように、もともと百姓身分だった者が惣庄屋にまで出世する場合が多くなるとともに、所持地を他人に預けて勤務地に向かう者も増えていったのであり、このことは恒八の末路が、決して特殊なケースではなかったことを物語っているだろう。もう一つ付け加えれば、そのような家格の違いを乗り越えて、五人の惣庄屋集会を開き、なおかつ全員一致の課題にのみ、「諸手永御惣庄屋共」という差出名で意見書が作成・提出される事実は、やはり高く評価されなければならないであろう。

続いて、野尻が言う「地域リーダーが地域と矛盾なく描かれ」ているという批判点について、次の史料をもとに考えて

て、藩政府が、原則として世襲が認められていた中等の家柄に世襲を許さず、その跡を新規登庸で埋めたのである。谷川は、その結果、惣庄屋知行高の総額が、一五七〇石（安政元年）→二二九〇石（慶応元年）→一〇九〇石（明治三年）と減少していることに注目し、

みよう。

申上覚

私儀、肥猪町御年貢諸上納不埒方御取立として、当月廿六日より被差出候通御座候処、忝人前庄屋宅江呼寄、重畳せり立居候内、同町喜兵衛と申者、諸上納高尠貫五拾目余有之候二付、庄屋元分數十度呼二遣申候得共、家出仕候由二而参り不申、依之同人所持之雑穀類、都合拾九俵有之候二付、右雑穀類御出印を用イ呉候様、右町庄屋より申談有之候二付、早速喜兵衛宅江罷越、俵物相改御出印相用居申候処、同人妻氣色を替、申候二者、無理非道之小頭殿二而有之、御前も私も同シ百姓二而有之候もの二、上を光り上納不仕と者不申もの二、出印杯と者余り無理非道之御取立二而者無之哉、家財御出印被仰付候而も不苦候間、只今之内御出印被成と雜言いたし、既ニ打懸候氣色ニ而、右之通操返シ〳〵腕まくりいたし、前後乱舌を以、家内はね廻り申候、左ニ付庄屋・頭百姓・私よりも精々鎮方仕候得共、弥増悪言を募り及乱妨候二付、其俣同人所持之俵物等夫々御出印を用引取為申候儀ニ御座候、右之次第に而不聞御達申上候間、右喜兵衛妻御呼出被仰付、如何様とも可然様被仰付可被下候、此段書付を以御達申上候、以上

万延元年十二月

小頭

幾三郎^④

河野太郎助殿^⑩

本史料は、玉名郡南関手永肥猪町に住む喜兵衛が、年貢諸上納を滞納しており、町庄屋の「数十度」の呼び出しにも応じなかった問題に関して、南関手永会所小頭の幾三郎が出張して対応した際の報告書である。町庄屋が、会所に対して「喜兵衛は家出しているので、同人宅の雑穀類一九俵を、会所出印を用いて没収して欲しい」と依頼したため、今回の小頭の出張が行われることになった。肝心の「会所出印」の実態が、これまでの研究蓄積からは理解できないが、ここでは文字通りの意味に取って、「手永会所の印鑑を用いること」と認識しておくことにしたい。

さて幾三郎が、喜兵衛宅を訪れて、雑穀類を確認しているとき、喜兵衛の妻が「気色を替」、傍線部のように怒鳴り、大騒ぎをして抵抗したという。要は、「どうせ『会所出印』で強制収用するのであれば、雑穀類ではなく、家財道具にしてくれ」ということである。

この妻の発言のうち、「御前も私も同シ百姓ニ而有之候ものニ」という部分は、手永会所と小前層との関係を考える上で、非常に重要な要素を含んでいると思う。喜兵衛の妻と幾三郎が顔見知りであったかどうかは知るよしもないが(会所のスタッフは、地元の村々から登用されることが多かったから、その可能性もある)、少なくともこの妻は、手永会所の小頭を、自分と同じ百姓だと認識しているのである。小頭は、手代・下代の部下として、惣庄屋を支える手永会所の中心的

な役人である。小前層の眼には、手永会所の役人たちは領主側の下僚としてではなく、「同シ百姓」、すなわち自分たちの側にいる存在として映っていたのである。だからこそ、そういう立場の人間が強制収用しようとするのに対して、「無理非道之御取立」という言葉を投げつけたのである。

本史料は、この強制収用に関しても、非常に興味深い論点を提示してくれる。すなわち「御年貢諸上納不埒」の百姓に対して、会所役人や庄屋は、その百姓の所有物を容易に没収することは許されておらず、「数十度」にも及ぶ呼び出しを掛けた上で、それでも応じない百姓に対して、庄屋立ち会いの上で、会所役人が「出印」の手続きを行わなければ、強制収用することはできなかったのである。しかも強制収用を実行し終えた幾三郎は、この報告書を南関手永惣庄屋の河野太郎助宛に提出し、喜兵衛妻を呼び出し、事情聴取を行った上で、自分に対する処分を決定して欲しいと述べているから、それほど重大な措置であったことが伺える。^⑪

「手永と村との間に矛盾がなかった」という批判が出されることを、私たちは最初から全く想定しておらず、そうではないことは自明の前提だろうと考えていたが、こうしたりアルな事例を見れば、このような両者間の緊張関係が日常的に存在していたことは明白であろう。この事例のように、年貢収納のような基本的職務に関しては、地方役人たちは、特に小前層に厳しく接していたのであり、そこに激しい衝突が生じる可能性は大きかったと言える。

むすびにかえて

本稿では詳述する紙数がないが、手永制は、明治三年（一八七〇）に断行された熊本藩の藩政改革で廃止された。

その直前に、手永制を中核とする地域行政システムを維持して改革政治を実現するか、手永制を徹底的に破壊して改革政治を実現するか、二つの選択肢が改革案として提案され、これらが同年六月二三日の「大評議」で議論された結果、後者のプランが採択されたのであった。⁵³ この改革に伴って、手永は郷と改称され、惣庄屋以下の地方役人は全て廃止された上、各会所が所有し、「自治的」「自律的」行政を行う上での資金として利用してきた会所官銭は、藩政府が没収する意思を示した。つまり手永制のハード面は、権限・財源ともに破壊されたのである。そして会所官銭没収の代替措置として、雑税約九万石が免除されたことで、改革政治は小前層から熱狂的に支持されることになり、少なくとも表面上は、手永制の残滓は一掃されることになった。

しかし今村直樹が強調するように、ソフト面としての人材は、大規模なリストラを差し挟みつつも、改革政治下でも活用された。どのように高い理想を掲げた藩政改革であつても、熊本藩領下で、手永制を中核とする地域行政システムと全く接点を有していない者を探すことは難しかったし、手永制に基づく行政に精通した者でなければ、年貢収納すらできなかったからである。⁵⁴ そして、もう一つ、在地側の意思表示手

段として、同じ役職レベルの者同士が会議を開き、そこで意見が一致した案件を、団体名を名乗った意見書として提出するという、本稿が主題とした手法も生き残った。藩政の構造的システムが大転換した後も、在地では手永制下で採用されていた手法が活用されたのである。例えば、次の史料は、玉名郡の「内田郷里正中」が、高瀬出張所に提出した意見書であるが、一見すると差出名が新しい役職名に対応しているだけのように見える。ちなみに「里正」とは、藩政改革後に、かつての五ヶ村組ごとの長として新設された役職である。

奉願覚

一、米千五百六拾弍石五斗六升九合四夕弍寸

右者内田郷村々去々年巳年御足米下り不足分、右之石
過去夏迄御振替被仰付置候処、返納之儀、従前惣庄屋
在勤中郷中種々仕法立之取扱仕居申候処、御一新二付
而者其俣押移居申候内、雑税御解放且諸拝借等も捨方
被仰付候通二而、何分返納仕法を付兼、何共弥ヶ上奉
恐入候儀ニ御座候得共、拝借捨二被仰被下候様宜敷被
仰付可被下候、此段役名覚書を以奉願候事

明治四年四月

内田郷里正中⁵⁵

この意見書は、明治二年の凶作時に、内田手永会所が藩政府から「御足米」を下されたことを発端としている。同手永では惣庄屋を中心とする会所役人たちが、これを明治三年夏までに返済するべく、様々な方策を検討していたが、同年七

月の藩政改革に際して、雑税が免除されると同時に、それまでに精算されていなかった「諸拝借等も捨方」になったため、「何分返納仕法」を見出しかねていっているとされている。その上で、改革の趣旨に則って、内田手永に下された約千五百石余の「御足米」も返済免除にしてくれ、と要求しているのである。同様の意見書は、同じ玉名郡の南関郷・坂下郷の「里正中」からも提出されており、藩政府も、この要求を許可している。

ただ本史料は、手永制下の「内田手永村々庄屋中」が、藩政改革の結果に沿って、単に「内田郷里正中」と差出名を変えて提出された訳ではない。手永制下であれば、このような問題は会所役人の職務であり、村庄屋集団が取り扱うはずがないからである。ただ手永会所が廃止されたために、こうした案件を、里正の集団が議論することになったのである。そうした里正たちの中には、旧会所役人たちが含まれていたのかもしれない。現段階において、筆者は大区や小区の「戸長中」を差出名とする意見書の存在を知らないが、このような流れは、廃藩置県を経て、大区小区制が施行された後も引き継がれるものと予想している。⁽⁵⁵⁾そして、こうした在地側の意思表示手段が継続されていく要因は、天保期以降、手永制が、藩政府に対する「運動団体」化する傾向を強めたからだと理解している。引き継がれたのは、「運動」の理念と手法だったのである。

さて、かつて久留島浩は、幕領惣代庄屋制研究の口火を切ることになった論文の末尾で、組合村―惣代庄屋は、第一義

的には、村役人の合議機関であり続け、ついに真の意味での「人民の惣代」たりえなかったこと、だから合法的な訴願闘争の枠を大きく越えた闘争を組織することはできず、逆に小前層がそれをのりこえて強訴を起こそうとした時、彼らはそれを阻止する動きに出たこと、そして彼らは、こうした「惣代庄屋制的自治」を下から解体させて、それに代わる新しい自治組織を構築することはできず、これを強引に解体したのは維新政権であったことを指摘した。⁽⁵⁶⁾熊本藩領の手永制が、「真の意味での『人民の惣代』」だったとは到底考えられないし、小前層が、手永制を乗り越えようとする動きを見せる側面も、少なくとも現段階では全く心当たりがない。この久留島の主張を、三八年後の今読み返す時、むしろ大切なことは、手永制が熊本藩の藩政改革によって、上から強引に解体されたことを含めて、近代に向かう権力が、近世社会の到達点としての中間行政機構の存続を許さなかったことの方だと考える。そこに、非領国地域か領国地域かという差は存在しないからである。

ここまで考えてくると、それでは近世期の熊本藩領の民衆たちは、領内にしっかりと定着した手永制的行政を、どのように受け止めていたかという課題に立ち至ることに気づく。今後、この課題に対応して行くに当たって、その数は少ないが、手永制下で大規模に展開したいいくつかの騒動に関する検討から、重要な手がかりが得られるのではないかという仮説を提示して、本稿を閉じることにした。

註(1) いちいちの注記は省略するが、吉村豊雄・稲葉継陽・今村直樹、そして筆者の最近の研究がそれに当たる。

(2) 野尻泰弘「近世地域史研究の潮流」〔『歴史評論』第七三二号(二〇一一年)五一ページ〕。

(3) 谷山正道「近世後期の民衆運動」〔岩波講座日本歴史』第一四巻・近世五(岩波書店、二〇一五年)所収〕二七六～二七七ページ。後に同著『民衆運動からみる幕末維新』(清文堂、二〇一七年)に所収。なお、この引用文中で、谷山が引用するのは、『地域社会』所収の稲葉継陽「序章 本書の課題」中の一文である。

(4) 本稿では、第一の点には言及するが、第二・第三の点には部分的にしか触れることができない。それは、着想と発表の順序に規定されて(二〇一八年一月に開催された熊本史学会秋季研究発表大会で報告)、『熊本史学』第一〇一号(二〇二〇年六月発行予定)に掲載予定の別稿に譲らざるを得ないからである。

(5) 拙稿「幕末維新时期熊本藩の地方役人と郷士」(平川新他編『近世地域史フォーラム3地域社会とリーダーたち』(吉川弘文館、二〇〇六年)所収)。拙稿「維新変革期における民政と民衆」(明治維新史学会編『明治維新史研究の今を問う』(有志舎、二〇一一年)等)。

(6) 『日本歴史』第七四二号(二〇一〇年)掲載の、松沢の書評(二二六ページ)。

(7) 拙稿「熊本藩領社会を『領国地域社会論』から見つめ直す」〔『領国』二七四～二七五ページ〕。

(8) 渡辺尚志「終章」(荒武賢一朗他編『近世後期大名家の領政機構』(岩田書院、二〇一一年))。

(9) 同右二九〇ページ。

(10) 『歴史評論』第七九六号(二〇一六年)掲載の、渡辺の書評(二〇一ページ)。

(11) 長野宏典「ある村の幕末・明治」(弦書房、二〇一三年)三〇九ページ。なお長野が分析対象とした「長野内匠日記」に手永制に関する記述が少ないのは、長野内匠が、阿蘇郡布田手永長野村に居住しながらも、阿蘇大宮司家の家臣として、手永制下の行政に拘束されることが少ない生活を送っているからではないだろうか。

(12) 前掲註7参照。

(13) 今村直樹氏のご教示による。

(14) その中には、例えば「相撲取共」や「佐賀関魚問屋共」等が作成・提出した意見書もある。この点については、拙稿「明治維新期の熊本藩惣庄屋集団の意見書について」(稲葉継陽他編『中近世の領主支配と民間社会』(熊本出版文化会館、二〇一四年)参照。ちなみに、現在、大分市域に含まれる佐賀関は、近世期には熊本藩領の関手永に所属していた。

(15) 熊本女子大学郷土文化研究所編『肥後藩の農民生活』(一九五五年)。但し本稿では、国書刊行会による一九八五年複製版による。

(16) 松本寿三郎『村規約の研究』(農村史料刊行会、一九九九年)。

(17) 花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』(国書刊行会、一九七六年)一〇七ページ。なお本書は、熊本大学附属図書館寄託永青文庫細川家文書に含まれる「先祖附」を収録したものである。

(18) 同右。

(19) 註15、一三二ページ。

(20) 同右。

(21) 註17と同じ。

(22) 同右。

(23) 「御郡御吟味役」については、永青文庫中の「職制」(熊本大学永青文庫研究センター編『永青文庫叢書 細川家文書熊本藩役職編』(吉川弘文館、二〇一九年)所収)に、その名称が見えるのみで、「官職制度考」(『肥後文獻叢書』(隆文館、一九〇九年)第一巻所収)等にも解説がない。ただ「職制」によれば、郡方の奉行直属で、郡代と同列に位置づけられていることから、郡代を主軸とする地方行政をチェックする、独立した役職だと推測される。この人事案件撤回劇の背景には、惣庄屋として地方行政に熟達した内田が、この職に就くことを郡代や惣庄屋たちが懸念したことがあるように思われる。

(24) 松本「熊本藩における村寄合について」(註16所収、但し初出は一九六五年)二六七ページ。

(25) ただ原史料照合の結果、本史料そのものが写であるため、残念ながら印影は確認できなかった。この印影が集団名なのか、個人名なのか、引き続き、原史料確認の調査を続けていきたい。ちなみに「諸手永御惣庄屋共」を差出名とする意見書は数多く存在するが、筆者がこれまでに見たいずれの史料にも印鑑は押されていない。

(26) 註16、五四ページ。但し、松本は「御領差」を「御領差」と読んでいる。この点、原史料と照合の上、改めた。なお、この原史料照合においては、大津山恭子氏の協力を得た。

(27) 熊本県玉名郡長洲町教育委員会所蔵「関家文書」目録番号三二。これと同じ意見書が、熊本県博物館ネットワークセンター所蔵「小田家文書」にも存在していることが、最近分かった。関家も小田家も惣庄屋の家筋である。

(28) 同右。なおこの点には、註4で触れた別稿で詳述する予定

である。

(29) 註16、二八～二九ページ。

(30) 熊本大学附属図書館寄託永青文庫細川家文書、「文久三年覚帳」文七一～一八。

(31) 同右。

(32) 同右。

(33) 同右。

(34) 同右。

(35) 日本歴史地名大系44「熊本県の地名」(平凡社、一九八五年)参照。

(36) 熊本大学附属図書館寄託永青文庫細川家文書、「慶応三年覚帳」文七一～三六。

(37) 註23、「官職制度考」一六九ページ。

(38) 『新熊本市史』史料編第五巻近世Ⅲ(一九九八年)二三三～二三四ページ。但し原史料は、永青文庫「覚帳」。

(39) 註36と同じ。

(40) 註17、五八九ページ。

(41) 野尻泰弘「近世日本の支配構造と藩地域」(吉川弘文館、二〇一四年)一四ページ。

(42) 註5拙稿「幕末維新期熊本藩の地方役人と郷土」。

(43) 筆者所蔵。この史料は、かつて今村直樹氏に提供したことがあり、氏も全文を引用した上で、筆者とほぼ同様の結論を引き出している(今村「十九世紀熊本藩の惣庄屋制と地域社会」、志村洋他編『近世の地域と中間権力』(山川出版社、二〇一一年)所収)。

(44) 熊本大学附属図書館寄託永青文庫細川家文書、「天保十一年 町在」九一～三二。

(45) 註17、二一九ページ。

(46) 吉村豊雄「近世における評価・褒賞システムと社会諸階層」〔地域社会〕所収。

(47) 谷川季実佳「幕末期熊本藩の惣庄屋について」(熊本大学文学部二〇一七年度卒業論文、同大学三澤研究室保管)。

(48) 同右。知行高総額の減少は、中等の減少⇩下等の増加ととも、惣庄屋本役の前段階である当分役(上等・中等・下等)にかかわらず、一律に二〇石)の増加にもよっている。なお谷川の分析は安政期から始められており、この動向がいつ頃から始まったのかは分からない。本稿でも指摘したように、天保期以降、手永制側と藩政府側とは対立の要素を深めるが、この動向が藩政府側の対抗措置であったのかどうかも含めて、今後の筆者自身の課題としたい。

(49) 熊本県立図書館所蔵「多田隈家文書」一六〇五。なお本史料の存在は、野田民子氏にご教示いただいた。

(50) しかも、この史料が多田隈家文書に含まれることから、本件が一段落するまで長い時間を要したことが推察される。この史料が作成された時点の南関手永惣庄屋は宛先にもなっている河野太郎助だったのだが(註17、三三〇ページ)、多田隈丈左衛門は、その後任で、元治元年(一八六四)七月に赴任している。すなわちこの案件は、前任者の河野から多田隈へ引き継がれたのである。但し、野田氏によれば、多田隈家文書に、この案件が解決したことを示す史料は、現段階では見つからないという(多田隈家文書は、現在、熊本県立図書館で、野田氏らの手で整理中)。

(51) 拙稿「熊本藩明治三年藩政改革の再検討」(熊本大学『文学部論叢』第一〇九号、二〇一八年)参照。

(52) 今村直樹「近世地方役人から近代区町村吏へ」〔地域社会〕所収。

(53) 出張所とは、正確には「郡政出張所」といい、明治三年(一八七〇)六月に藩領内九ヶ所に設置された(『熊本県市町村合併史 改訂版』(一九九五年)八〇ページ)。幕末期の郡代管轄区域は一三であったから、明治三年の藩政改革によって、行政の広域化が推進されたことが分かる。

(54) 熊本県立図書館所蔵「熊本県公文類纂」二二一九「明治四年 覚帳 中」。

(55) 明治七年(一八七四)年時点で、第二天区(旧飽田郡五町手永)では、区長や戸長の詰所とは別に「郷会所」が存在し、実際に機能していたことが知られている(『河内町史』通史編下(一九九一年)四〇ページ)。

(56) 久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制」(同『近世幕領の行政と組合村』(東京大学出版会、二〇〇二年)所収、但し初出は一九八二年)。(熊本大学大学院人文社会科学研究所)